



子どもの健全な育成を支援する児童手当制度

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定を支援することで、次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的としています。

児童手当のしくみ

● 支給の対象

3歳未満の児童を養育している方。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には所得制限によつて手当は支給されません。（1月から5月分までの手当については、前々年の所得が基準となります）

● 手当の額（月額）

| | |
|-------|---------|
| 第1子 | 5,000円 |
| 第2子 | 5,000円 |
| 第3子以降 | 10,000円 |

認定請求について

出生、転入等により新たに児童手当の受給資格が生じた場合は、役場福祉課へ「児童手当認定請求書」を提出してください。

児童手当は、認定請求した月の翌月分から、該当する児童の3歳の誕生日分までが支給されます。

● 手当の支給月

原則として2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

認定請求に必要な添付書類

● 年金加入証明書または申立書

請求者が被用者（サラリーマン等）の場合

● 児童手当用所得証明書

平成9年度の所得制限限度額は、左表のとおりです。

● 印鑑

児童手当現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中に『児童手当現況届』を提出することになります。

この届は、6月1日現在の状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかを確認するための大変なもので、必ず提出します。

* くわしくは、役場福祉課（☎ 82-1111内線256）へお問合せください。

忘れずに！

犬の登録と予防注射



注意事項

登録は生涯に一度ですが、狂犬病予防注射は毎年一回受けが必要があります。

会場では、新たに登録と注射を受ける方と、既に登録済みで注射を受けた方の手続きしかできます。

他の市町村から転入した方は、あらかじめ犬を飼っている旨を環境衛生係に届け出してください。

会場で注射を受けることができません。

届け出が無い場合は当日鑑札を紛失した場合、また、犬が死亡した場合などは環境衛生係に係に届け出してください。

* 役場環境衛生係

犬はつないで正しく飼いましょう

平成10年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を、4月13日から17日までと19日に実施しますので、犬を飼っている方は次のことに注意して必ず受けるります。なお、時間や場所、手数料などくわしいことに詳しくは、後日役場環境衛生係から日程表をお配りしますので、よくご覧ください。